

ご契約にあたってご注意いただきたいこと

● 共済代理店について

労働金庫は、全労済の共済代理店として、都道府県労済生協等の組合員の方の共済契約締結の媒介を行います。共済契約を引き受け、共済金等の支払いを行うのは全労済となります。お客さまのお申し込みに対して全労済が承諾したときに共済契約は成立します。

共済契約を申し込まれる方が、都道府県労済生協等の組合員でない場合は、労働金庫における共済代理店では、共済契約をお申し込みいただけません。

都道府県労済生協等の組合員となってお申し込みいただく手続きについては、最寄りの全労済までご連絡ください。

● 共済契約について

労金住宅ローン専用火災共済は、預金ではありませんので、預金保険の対象ではございません。

共済契約のお申し込みが、労働金庫での取引（預金・融資等）業務に影響を与えることはありません。

また、法令等の規定により、組合員の「お勤め先」や「労働金庫への融資お申込状況」等により、労働金庫における共済代理店では、共済契約をお申し込みいただけない場合がありますので、共済代理店までご相談ください。

● 労金住宅ローン専用火災共済について

労金住宅ローン専用火災共済は、「労働金庫の住宅ローンのご利用者（債務者または担保提供者）」の方を契約者とし、「労働金庫の住宅ローンのご利用者」の方で構成する「労金住宅ローン利用者の会」に対する団体扱いを適用しています。したがって、住宅ローンを完済したときは、直ちに全労済へご連絡ください。ご連絡がないと共済金をお支払いできず、契約が解除となる場合があります。

また、労働金庫で住宅ローンをご利用されていない方がご加入いただける火災共済については、最寄りの全労済までご連絡ください。

● すでに労働金庫で住宅ローンをご契約され、返済中の方について

すでに労働金庫で住宅ローンをご契約され、返済中の方は、労金住宅ローン専用火災共済へのご加入ができない場合がございますので、ご注意ください。

詳細については、共済代理店または最寄りの全労済までご連絡ください。

● 住宅ローンを完済された場合の取り扱い

住宅ローンを完済したときは、当該共済期間（契約期間）が満了したときに労金住宅ローン専用火災共済契約は終了します。

通常の火災共済にご加入いただけますので、最寄りの全労済までご連絡ください。

● 建築中の建物の取り扱いについて

①建築工事の注文者が完成後、所有者となり、共済契約者となること、②建築請負業者が保険等に加入していないこと、③建前完了時以降であること、④建物完成後30日以内に入居が予定されていることすべての条件を満たせば、建築中の建物であっても労金住宅ローン専用火災共済にご加入いただけます。詳細は共済代理店までご相談ください。

労金住宅
ローン専用

火災共済

風水害等給付金付火災共済



自然災害共済

自然災害共済

手頃な掛金で
あなたの
住宅・家財を
守る

保障のポイント P.1 | P.2
必要保障額 P.3 | P.4
詳しい保障内容 P.5 | P.8
契約にあたって P.9
加入申込書記入例 P.10

全労済
全国労働者共済生活協同組合連合会

労金住宅ローン専用火災共済と自然災害共済で確実な備えを。

身近な被害から万一の災害まで、充実 保障で暮らしを守ります。

火災はもちろん、風水害・地震・盗難まで、強気にバックアップ。
 手頃な掛金ときめ細かく大きな保障内容が評価され、多くの方のご加入をいただいています。

火災を中心にしっかり備えたい!

労金住宅ローン専用

火災共済

火災・落雷などに備え、ご加入者の皆さまの大切な住まいと家財を守ります。
 531万件*の加入件数は、その実績と安心感の証です。*2008年5月末現在

火災などのとき

落雷・他人の住居からの水漏れ・車両の飛び込みなどを含む

最高保障額

6,000万円

風水害などのとき

突風・暴風雨・豪雨・洪水・雪崩・高波など

最高保障額

300万円

諸費用共済金

失火見舞費用共済金 漏水見舞費用共済金

失火見舞費用共済金では

100万円

または契約共済金額の20%のいずれか少ない額(1世帯40万円を限度)

特別共済金

住宅災害死亡共済金 風呂の空だき見舞金

風呂の空だき見舞金では

5万円

風呂釜と浴槽が使用不能となったとき

持ち出し家財共済金

最高保障額

100万円 または家財の共済金額の20%のいずれか少ない額

臨時費用

共済金の

15% (200万円を限度)

地震等災害見舞金

(お支払いをお約束するものではありません)

支払限度額

最高 **300万円**



詳しい保障範囲はP.5-9をご覧ください。

地震・風水害から盗難まで幅広く備えたい!

労金住宅ローン専用
 火災共済に
 プラスして
 さらに安心!

自然災害共済

地震・風水害・火山の噴火など、私たちが脅かす自然災害から暮らしを守る共済です。盗難による損害等も保障されます。

平成19年1月から「地震保険料控除制度」が創設され、自然災害共済掛金のうち地震等損害部分にかかわる掛金が控除対象となりました。

風水害などのとき

突風・暴風雨・豪雨・洪水・雪崩・高波など

最高保障額

3,000万円

地震などのとき

火災・損壊

最高保障額

1,200万円

盗難共済金

盗難による盗取・汚損・き損

通貨(1万円以上)の盗難

最高保障額 **20万円**

預貯金証券の盗難

最高保障額 **200万円**

持ち出し家財の盗難

最高保障額 **100万円**

共済金額を限度に再取得価額でお支払い

傷害費用共済金

火災・風水害・地震・盗難などによる死亡または障害

1事故1名につき

最高 **600万円**

自然災害共済は、
 労金住宅ローン専用火災共済に
 追加してご加入いただく保障です。

労金住宅ローン専用火災共済
 だけの加入もできます。

自然災害共済は火災共済と同口数で
 同時にご加入ください。

年掛金

1口あたりの年掛金

木造・モルタル等
 鉄筋コンクリート

労金住宅ローン専用 **火災共済**

60円
 30円

自然災害共済

90円
 50円

住宅・家財とも同じ年掛金です

こんなにお手頃! 加入例

木造住宅(持家・30坪)にお住まいで住宅と家財の保障に加入。4人家族のAさん(35歳)の場合
 住宅の所在地 東京都
 家族構成 妻と子ども2人の4人家族
 住宅の加入基準 240口(30坪×8口)
 家財の加入基準 150口

労金住宅ローン専用 **火災共済** + **自然災害共済** の年掛金 ▶ **58,500円**

労金住宅ローン専用 **火災共済** のみの年掛金 ▶ **23,400円**

最高保障額

火災共済(390口)
3,900万円

自然災害共済(390口)
1,950万円※

※風水害などのとき。

3~4ページで、あなたに必要な保障額と年掛金を計算してみましょう。

全労済の 労金住宅ローン専用 **火災共済** は、住まいとご家族の支えとして、充実した保障をお届けします。

家計に負担をかけない手頃な掛金

営利を目的としない全労済ならではの手頃な掛金です。例えば労金住宅ローン専用火災共済の場合、契約共済金額1,000万円 で年掛金は3,000円から(火災共済のみ、鉄筋コンクリートの場合)。

必要にあわせて選べる保障

「住宅」と「家財」の両方、またはそれぞれについて、労金住宅ローン専用火災共済のみか、自然災害共済をプラスするか選べます。

被害にあった住宅や家財は再取得価額でお支払い

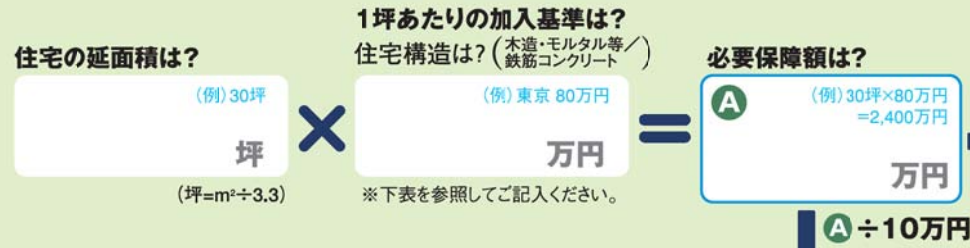
火災等による損害は、被害にあったときの時価額ではなく、同程度のものを新たに購入・修復するために必要な再取得価額※で保障するので、より堅実な生活再建ができます。※全労済が定めた標準的価額となります。

自分の生活再建に必要な保障額と年掛金を計算してみましょう。

下のチャートを使えば、計算はカンタンです。住宅と家財の必要保障額から、年掛金を計算します。
 ※貸家・アパート等をお持ちの方も加入できます(住宅のみの加入となります)。

■ご加入例 <住宅>+<家財>東京都にお住まいのAさん(35歳・4人家族)
 自家(木造・モルタル等住宅)・延面積30坪の場合の保障額と年間の掛金は…

1 住宅に必要な保障額を計算します。



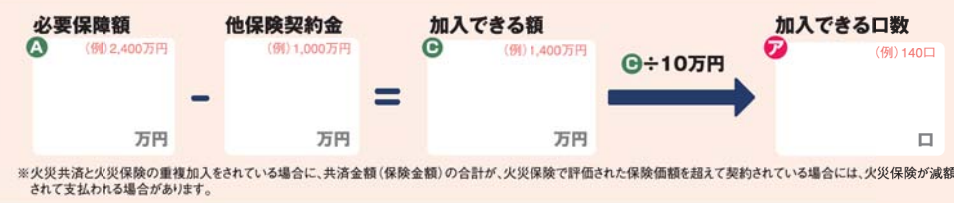
住宅の加入基準 最高保障額 4,000万円 (400口)

住宅構造	住宅の所在地	1坪(3.3m ²)あたりの加入基準
木造	東京、神奈川	80万円(8口)
	京都、大阪	75万円(7.5口)
	埼玉、千葉、静岡、愛知、滋賀、奈良、兵庫	70万円(7口)
	宮城、福島、茨城、栃木、新潟、長野、山梨、富山、石川、福井、岐阜、三重、和歌山、岡山、広島、山口、福岡、沖縄	65万円(6.5口)
	北海道、秋田、山形、群馬、鳥取、徳島、香川、愛媛、高知、佐賀、長崎	60万円(6口)
モルタル等	青森、岩手、熊本、大分、宮崎、鹿児島	55万円(5.5口)
	東京、神奈川	90万円(9口)
	埼玉、千葉、奈良、京都、大阪、兵庫	80万円(8口)
	その他の道県	70万円(7口)

加入基準に従って住宅と家財にそれぞれ2口単位でご加入ください。
 ※坪数が端数が生じる場合は切り上げて計算してください。
 ※簡易建築の住宅は加入基準が異なりますので、全労済までお問い合わせください。
 ※鉄筋コンクリート住宅は主に中高層のマンション等をさします。なお、一戸建て住宅の場合には、柱・はり・床がコンクリート造りまたは鉄骨を不燃材料で耐火被覆したもので組み立てられ、屋根・小屋組・外壁が不燃材料で造られた住宅をいいます。鉄筋コンクリート以外の住宅は木造住宅扱いとなります。詳しいお取り扱いにつきましては、全労済までお問い合わせください。

他の火災保険などに加入の場合(住宅部分)

やむをえず重複加入になる場合は、必要保障額(加入基準)からすでに加入されている他の火災保険などの契約金額を差し引いた額で加入できます。
 ※CO-OP火災共済に加入の方は、重複して加入することはできません。



共済掛金

年掛金(1口あたり)	火災共済		自然災害共済	
	木造・モルタル等	鉄筋コンクリート	60円	90円
			30円	50円

3 年間の掛金は、このようになります。

あなたの必要にあわせて、「火災共済のみ」「火災共済+自然災害共済」のどちらかのプランをお選びください。



2 家財に必要な保障額を確認します。



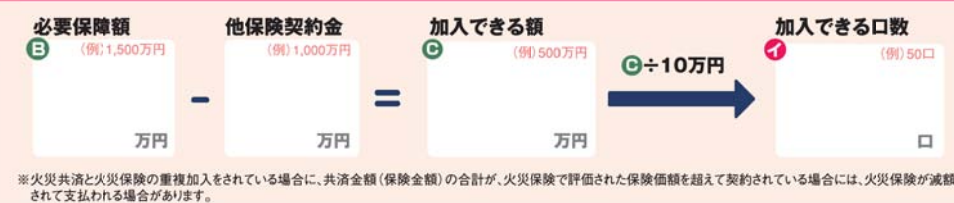
家財の加入基準 最高保障額 2,000万円 (200口)

住宅延面積	世帯主年齢	単身	2人	3人	4人	5人以上
10坪(33m ²)以上	~29歳	300万円(30口)	700万円(70口)	800万円(80口)	900万円(90口)	1,000万円(100口)
	30歳代	500万円(50口)	1,300万円(130口)	1,400万円(140口)	1,500万円(150口)	1,600万円(160口)
	40歳代	600万円(60口)	1,700万円(170口)	1,800万円(180口)	1,900万円(190口)	2,000万円(200口)
	50歳~	700万円(70口)	1,800万円(180口)	1,900万円(190口)	2,000万円(200口)	2,000万円(200口)
10坪(33m ²)未満		上記の額、または700万円(70口)のいずれか少ない額				

※簡易宿泊所および船内居住者の場合は、家財のご加入は1世帯について50万円が限度です。

他の火災保険などに加入の場合(家財部分)

やむをえず重複加入になる場合は、必要保障額(加入基準)からすでに加入されている他の火災保険などの契約金額を差し引いた額で加入できます。
 ※CO-OP火災共済に加入の方は、重複して加入することはできません。



平成19年1月から「地震保険料控除制度」がスタート!

地震への備えに対する自助努力を支援する施策の一環として、平成19年1月から地震保険料控除制度がスタートしました。自然災害共済の掛金のうち、地震等損害部分にかかわる掛金が所得控除の対象になります。

自然災害共済の掛金のうち、地震保険料控除の対象となる掛金単価(1口あたり)

木造	鉄筋
年掛金90円のうち49.5円	年掛金50円のうち34.0円

※火災共済等を対象とする従来の損害保険料控除は平成19年分より廃止となりました。

労金住宅ローン専用 火災共済 + 自然災害共済
必要保障額と掛金

●この共済商品は、労金住宅ローン専用です。労金住宅ローンを利用されていない方は、ご加入いただけません。また、労金住宅ローンを完済された方については、ご契約は更新できません。別途裏表紙の全労済までお問い合わせください。
 ●火災共済契約に質権を設定されている場合、支払共済金より債務相当額が質権者に支払われた後、残額がご契約者に支払われます。

保障選び 2つのポイント
 住まいと家財の安心のために。

「加入基準」で、生活の再建に必要な保障額を把握しておきましょう。

元通りの生活を再建させるのにいくらかかるか、その目安となるのが「加入基準」です。加入基準は、住宅の構造や広さはもちろん、所在地や家族の人数、世帯主の年齢などによっても変わってきます。全労済では、物価の変動に合わせて加入基準の見直しも行っています。

住まいだけでなく、電化製品や家具など家財の保障も忘れずに。

少しずつ買いそろえた家具や電化製品も、一度に買い直す予想以上の出費に。いざというときの家財の保障も欠かせません。また、住宅資金の融資と同時に契約する火災保障は、融資の保全を主な目的としていますので、必ずしも十分な保障額が満たされません。必要保障額(加入基準)の範囲の中で、ご自身で保障をプラスし、不足を補うことが必要です。

火災・落雷などから大切な住まいを守る保障内容をお確かめください。

火災共済の保障内容のご説明 (共済金をお支払いする場合)

- 火災などのとき**
- 火災
 - 破裂・爆発
 - 落雷
 - 消火作業による冠水・破壊
 - 他人の住居からの水漏れ
 - 車両の飛び込み
 - 突発的な第三者の違法行為*
 - 建物外部からの物体の落下・飛来**
- *損害額6万円以上 **人為的な場合

●火災等共済金
 契約期間中に左記事由の発生により共済の目的に損害が生じた場合、右記の表のとおり火災等共済金をお支払いします。

被害の程度	1口あたりの共済金	支払額	臨時費用
全焼損 (住宅の70%以上の焼破損)	10万円	契約共済金額の全額	共済金の15% (200万円が限度)
半焼損・一部焼損	—	契約共済金額を限度とした再取得価額	

■留意事項

- ※1 火災等で全焼の場合、それぞれの契約共済金額の全額をお支払いします。なお住宅の焼破損割合が70%以上の場合は全焼となります。
- ※2 火災等で全焼にいたらない場合、契約共済金額の範囲内で、住宅契約の場合は住宅の損害額(再取得価額)を、家財契約の場合は家財の損害額(再取得価額)をお支払いします。
- ※3 火災等により門・塀・物置・納屋・車庫等が損害を被った場合、a)・b)いずれかの額を限度にお支払いします。
 a)住宅の契約共済金額が加入基準以上または4,000万円の場合、住宅の加入基準額の10%または実際の損害額のいずれか少ない額。
 b)住宅の契約共済金額が4,000万円未満でかつ、加入基準に満たない場合、住宅の契約共済金額の10%または実際の損害額のいずれか少ない額。

・住宅本体にも被害がある場合は、上記※1もしくは※2の共済金と合わせて、契約共済金額(保障額)が限度となります。

・臨時費用とは…「火災などのとき」による罹災後の臨時の支出に充てる費用としてお支払いするものです。

- 風水害などのとき**
- 突風・旋風
 - 暴風雨
 - 豪雨・長雨
 - 降雪
 - 台風
 - 洪水
 - 雪崩
 - 降ひょう
 - 高波・高潮

●風水害等共済金
 契約期間中に左記事由の発生により共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅に右記の「損害の程度」の損害が生じた場合、右記の表のとおり風水害等共済金をお支払いします。

被害の程度	損害の程度	1口あたりの共済金	支払限度額	臨時費用
全壊・流失	住宅の損壊率70%以上	30,000円	300万円	共済金の15%
半壊	住宅の損壊率20%以上70%未満	15,000円	150万円	
一部壊	損害額 100万円を超える	4,000円	40万円	
	50万円を超え100万円以下	2,000円	20万円	
	20万円を超え50万円以下	1,000円	10万円	
床上浸水	10万円を超え20万円以下	500円	5万円	
	全床面 150cm以上	15,000円	150万円	
	100~150cm未満	10,000円	100万円	
	70~100cm未満	7,000円	70万円	
	40~70cm未満	5,000円	50万円	
	40cm未満	3,000円	30万円	
50%未満	100cm以上	3,000円	30万円	
50%未満	100cm未満	1,000円	10万円	

■留意事項

- ※1 住宅・家財いずれかのみ契約の場合、お支払限度額は左記の表の半額となります。
- ※2 支払われる共済金の額は、住宅・家財の契約共済金額の割合に応じて割りふって支払われます。
- ※3 1回の災害で一部壊以上の損壊と床上浸水が同時に発生した場合、共済金のいずれか大きい方をお支払いします。
- ※4 共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅が風水害等による損壊にあった後、修理を行わないうちに別の風水害等による損壊にあった場合は、これらを一括して1回の災害とみなします。
- ※5 物置・車庫・納屋などの付属建物、門・塀・垣根などの付属工作物の損害は含まれません。
- ※6 住宅の欠陥および老朽化による「雨もり」は風水害等の区分には含まれません。
- ※7 風水害等には、地震・津波・噴火による被害は含まれません。

■用語の解説

- ・損壊とは、住宅外部の壊れ、亀裂、傷、傾斜、変形および、ずれをいいます。
- ・床上浸水とは、居室の床面に以上浸水し、そのため日常生活を営むことができない場合で、床面に以上土砂が流入した場合を含みます。
- ・床上浸水の浸水高は、浸水した居室の床面からの高さをいいます。

・一部壊とは住宅の損害額が10万円を超えた損壊をいいます。なお半壊以上の損害割合は住宅の損害にもつき認定します。
 ・臨時費用とは…「風水害などのとき」による罹災後の臨時の支出に充てる費用としてお支払いするものです。
 ・損害額は再取得価額で算出し、損害の程度(支払いランク)を認定します。

付随する保障内容

諸費用共済金

共済金名	支払限度額(下記のいずれか少ない額)
失火見舞費用共済金	100万円、または契約共済金額の20%(1世帯40万円を限度)
漏水見舞費用共済金	50万円、または契約共済金額の20%(1世帯15万円を限度)

※漏水見舞費用共済金は鉄筋契約のみ対象となります。

共済の目的である住宅からの火災や水漏れにより第三者に見舞金または損害賠償金を支払ったときの「失火見舞費用共済金」や「漏水見舞費用共済金」をお支払いします。

特別共済金

住宅災害死亡共済金

保障の対象	支払額
契約者本人または契約者と生計を一にする親族の死亡	1人につき1口あたり5,000円(1人300万円を限度)

風呂の空だき見舞金

被害の程度	支払額
風呂釜と浴槽がともに使用不能となったとき	5万円
風呂釜のみが使用不能となったとき	2万円

持ち出し家財共済金

持ち出し家財の損害

日本国内の他の建物内で、火災等で損害を受けたとき、100万円または家財の契約共済金額の20%のいずれか少ない額を限度にお支払いします。

※持ち出し家財とは、共済の目的である家財のうち、契約者または契約者と生計を一にする親族により共済の目的である家財を収容する住宅内から一時的に持ち出され、契約者または契約者と生計を一にする親族の管理下にある家財をいいます。

地震などのとき

この見舞金は、労金住宅ローン専用火災共済による保障とは別に、組合員の生活再建を目的として全労済の積み立てる「地震等災害見舞金基金」の中からお支払いしているものです。また、基金の総額を超える規模の大災害の場合は、「お支払基準」を災害の状況に応じて設定します。そのため、お支払いをお約束するものではありません。

※地震など自然災害への備えはP.7~8 **自然災害共済** をご覧ください。

地震

- 地震による火災
- 地震による損壊
- 噴火による火災
- 噴火による損壊
- 津波による損壊

地震等による損害を被り、住宅の損害額が100万円を超える場合、地震等災害見舞金をお支払いします(地震等とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます)。

被害の程度	支払限度額
地震等による火災(全焼)	最高300万円
地震等による損壊(全壊)	最高200万円

※加入口数に応じて支払額が異なります。
 ※貸家契約、空家契約は対象となりません。

火災共済 + 自然災害共済 こんなときも安心 お支払い例

たとえば

火災で 3,000万円の損害を受けたとき

住宅損害額	1,600万円
家財損害額	1,400万円
損害額合計	3,000万円

これだけカバー!

お支払い額合計 3,200万円

お支払い事例

※火災共済・火災共済で保障

共済金	3,000万円
臨時費用	200万円
(共済金の15%・200万円限度)	

火災共済に住宅160口・家財140口ご加入の場合

1日に起こる火災は約150件。日頃からの備えが大切です。

平成18年の出火件数は全国で53,276件。1日あたり146件もの火災が発生しています。平成19年版消防白書より

住まいはどなたにとっても大切な生活の場です。しかしながら、火災はちょっとした油断から起こることが多く、また、隣家からの延焼というケースも多くあります。一度でも、起きてはならない住宅の火災。家族の生活や大切な家財のことを考えれば、万一の事態をカバーする保障を、ぜひ備えておきたいものです。

たとえば

台風で 88万円(一部壊)の損害を受けたとき

住宅損害額	63万円
家財損害額	25万円
損害額合計	88万円

これだけカバー!

お支払い額合計 91万円

お支払い事例

※火災共済・火災共済で保障(一部壊50万円超)

共済金	20万円
臨時費用(共済金の15%)	3万円

※**プラス** **自然災害共済**で保障(住宅一部壊50万円超)(家財一部壊20万円超)

共済金 **68万円**

火災共済+自然災害共済に住宅250口・家財200口ご加入の場合

平成19年に日本に接近または上陸した台風は12件。激しい風雨、それに伴う被害など、自然災害への備えは欠かせません。平成19年には、1年間で12件の台風が接近または上陸(平成20年気象庁調べ)、各地にさまざまな被害をもたらしました。地球温暖化の影響が叫ばれるなか、今後は大型の台風が増えると言われています。人智を超える自然の脅威に対し、私たちの住宅や家財を守る保障は欠かせません。

よくある質問にお答えします **火災共済 + 自然災害共済 Q&A**

Q. もらい火(類焼)の場合は、火元に損害賠償請求できるのでは?

A. 火元に重い過失がない限り、法的に損害賠償の請求はできません。住まいや家財は、自分自身で充分な保障に加入して守りましょう。
 ※「失火の責任に関する法律」は、失火者(火元)に重過失がある場合に限り、民法709条(故意または過失によって生じた損害に対する賠償責任)の規定を適用すると定めています。

自然災害から盗難による損害まで暮らしを守る幅広い保障内容をお確かめください。

自然災害共済は、労金住宅ローン専用火災共済に追加してご加入いただく保障です。

●ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

自然災害共済の保障内容のご説明(共済金をお支払いする場合)



●風水害等共済金

申込日の翌日から8日目以降の契約期間中に左記事由の発生により共済の目的に損害が生じた場合、右記の表のとおり風水害等共済金をお支払いします。

被害の程度	損害の程度	1口あたりの共済金	支払限度額		
全壊・流失	住宅の損壊率	70%以上	50,000円	3,000万円	
	住宅の損壊率	50%以上	35,000円	2,100万円	
半壊	住宅の損壊率	30~50%未満	25,000円	1,500万円	
	住宅の損壊率	20~30%未満	15,000円	900万円	
	損害額	100万円を超える	10,000円	600万円	
一部壊	損害額	50万円を超え100万円以下	5,000円	100万円	
	損害額	20万円を超え50万円以下	2,000円	50万円	
	損害額	10万円を超え20万円以下	1,000円	20万円	
	床上浸水	150cm以上	25,000円	1,500万円	
床上浸水	床上浸水	100~150cm未満	18,000円	1,080万円	
	床上浸水	70~100cm未満	15,000円	900万円	
	床上浸水	40~70cm未満	10,000円	600万円	
	床上浸水	40cm未満	5,000円	300万円	
	床上浸水	50%未満	100cm以上	5,000円	300万円
	床上浸水	50%未満	100cm未満	1,500円	90万円

【支払要件】

- 風水害等による共済の目的である住宅の損壊(床上および床下への浸水による損壊を除く)による損害額が10万円を超える場合および、共済の目的である家財を収容する住宅に損壊を被った結果生じた、共済の目的である家財の損害額が10万円を超える場合。
- 共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅が風水害等による床上浸水を被った場合。

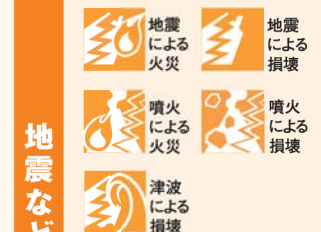
■留意事項

- 「火災共済の風水害等共済金 留意事項の※2~※6」が適用となります。さらに加えて次の事項が適用されます。
- ※1 風水害等共済金の額は、火災共済および自然災害共済より支払われる共済金を合わせて、損害の額を限度とします。なお、風水害等共済金の合計額が損害の額を超える場合は、火災共済の共済金を優先してお支払いします。

■用語の解説

火災共済の「風水害などのとき」を参照ください。

- ※一部壊とは住宅または家財それぞれごとに損害額が10万円を超えた損壊をいいます。また損害額は住宅・家財ごとに認定します。なお半壊以上の損害割合は住宅の損害にもとづき認定します。
- ・損害額は再取得価額で算出し、損害の程度(支払ランク)を認定します。



●地震等共済金

契約期間中に左記事由の発生により共済の目的に損害が生じた場合、右記の表のとおり地震等共済金をお支払いします。

被害の程度	損害の程度	1口あたりの共済金	支払限度額	
損壊・焼損等	全壊・全焼	70%以上	20,000円	1,200万円
	半壊・半焼	20~70%未満	10,000円	600万円
	一部壊・一部焼	損害額100万円超	2,000円	120万円

◆地震等特別共済金

住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合、地震等特別共済金として、1回の事故につき1世帯あたり3万円をお支払いします。ただし加入人口数が20口以上の場合に限りです。

【支払要件】

- 共済の目的に地震等により損害が生じ、共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅の損害額が100万円を超える場合、地震等共済金をお支払いします。
- 次の損害は、地震等による損害に含まれます。
 - 地震等によって生じた火災等による損害。
 - 地震等によって生じた火災等が延焼または拡大したことによる損害。
 - 発生原因のいかんを問わず、火災等が地震等によって延焼または拡大したことによる損害。

■留意事項

- ※1 72時間以内に生じた複数の地震等、または一連の地殻変動によって生じた複数の地震等による損害は一括して1回の事故とみなします。
- ※2 共済の目的である家財を収容する住宅の損害の額が100万円に満たない場合であっても、共済の目的の家財に100万円を超える損害があった場合には一部壊・一部焼として共済金をお支払いします。
- ※3 物置・車庫・納屋などの付属建物、門・塀・垣根などの付属工物の損害は含まれません。

- ・損害額は再取得価額で算出し、損害の程度(支払ランク)を認定します。

付随する保障内容

盗難共済金

盗難により契約期間中に損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合、下記の支払限度額の範囲で、盗難共済金(再取得価額)をお支払いします。

被災内容	被害内容	支払限度額
盗難	共済の目的について生じた盗取、汚損、き損	契約共済金額
	通貨(1万円以上)	20万円または家財の契約共済金額のいずれか低い額
	預貯金証書	200万円または家財の契約共済金額のいずれか低い額
	持ち出し家財	100万円または家財の契約共済金額20%のいずれか低い額

■留意事項

- ※1 汚損、き損による盗難共済金の額は、「火災共済」より支払われる場合には、火災等共済金と合わせて損害の額を限度とします。なお、共済金の合計額が損害の額を超える場合は、火災共済の共済金を優先してお支払いします。
- ※2 通貨・預貯金証書の損害は、家財契約がある場合のみ対象となります。
- ※3 預貯金証書の損害は、次の事実があったときに限ります。
 - 盗難を知った後直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと。
 - 預貯金が引き出されていたこと。

・持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難にあつたことをいいます。

傷害費用共済金

風水害等、地震等、盗難および火災等の損害により生じた、契約者または契約者と生計を一にする親族の死亡および身体障害には、傷害費用共済金をお支払いします。

1口あたりの共済金は最高10,000円で1事故1名につき最高600万円の傷害費用共済金をお支払いします。

共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅において、契約期間中に火災等や盗難が発生した場合、または風水害等、地震等による事故が発生し共済金が支払われる場合、契約者または契約者と生計を一にする親族が当該事故による傷害を受け、その日から180日以内に死亡または「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障害の状態になった場合には、その障害の程度に応じて傷害費用共済金をお支払いします。

お支払いする共済金 = 所定の支払共済金の額 ×

総支払限度額(右記のアまたはイ)
実施生協全体の所定の支払共済金総額

総支払限度額
ア、風水害等300億円
イ、地震等1,300億円

■自然災害共済の総支払限度額について

1回の風水害等または地震等による自然災害共済実施生協全体の所定の支払共済金総額が、あらかじめ定めた、次の総支払限度額を超える場合は、お支払いする共済金を次の算式によって削減いたします。

こんなときも安心 お支払い例

たとえば

これだけカバー!

お支払い額合計 **450万円**

お支払い事例
地震で900万円(半壊)の損害を受けたとき

住宅損害額	600万円
家財損害額	300万円
損害額合計	900万円

自然災害共済で保障(半壊20~70%未満)

共済金 **450万円**

火災共済+自然災害共済に住宅250口・家財200口ご加入の場合

いつ起こるかもわからない地震。住まいへの保障は充分ですか。

近年の地震発生を見ると、マグニチュード7前後の大きな地震がほぼ毎年のおよび起きています。いつ起こるかわからない地震には日頃からの備えと、万一のときに、生活再建に向けた保障は欠かせません。

地震名称	発生日	マグニチュード
兵庫県南部地震(阪神淡路大震災)	1995.1.17	7.2
鳥取県西部地震	2000.10.6	7.3
雲予地震	2001.3.24	6.7
十勝沖地震	2003.9.26	8.0
新潟県中越地震	2004.10.23	6.8
福岡県西方沖地震	2005.3.20	7.0
新潟県中越沖地震	2007.7.16	6.8
岩手・宮城内陸地震	2008.6.14	7.2

たとえば

これだけカバー!

お支払い額合計 **36万円**

お支払い事例
盗難で33万円の損害を受けたとき

住宅損害額(住宅サッシの破損)	20万円
家財損害額(現金の盗取)	13万円
損害額合計	33万円

共済金 20万円
臨時費用 3万円
(共済金の15%・200万円限度)

プラス
自然災害共済で保障(現金の盗取)

共済金 **13万円**

火災共済+自然災害共済に住宅100口・家財100口ご加入の場合

侵入窃盗の約6割が住宅にて発生。

平成19年の侵入窃盗の認知件数は175,728件。うち住宅は106,700件で、侵入窃盗全体の60.7%を占めています。平成20年5月警察庁「平成19年の犯罪情勢」より

施錠やセキュリティシステムの進化によってある程度の安心は得られますが、日常生活のすきまを狙う侵入窃盗は相変わらず発生しています。ピッキング侵入やサムターン回し、さらには組織化された窃盗団など、手口は多様化しています。出入り口や窓など、侵入への対策と、被害を受けた場合を考え、損害への補償も必要です。

契約にあたって

加入できる住宅または家財

- 【住宅】**
- 共済契約関係者が所有し、居住している住宅。
 - 共済契約関係者が所有し、他人に貸している住宅。
- ※ 日本国内にある住宅に限ります。

〈店舗等併用住宅の扱いについて〉

次に該当する店舗等併用住宅で、共済契約関係者が所有し、居住している専用住宅部分。

ア、事務所・店舗等の部分の面積が居住部分の面積を超える住宅
イ、事務所・店舗等の部分を合算して延面積が20坪以上の住宅
ウ、次の用途を兼ねる住宅

- 常時10人以上が業務に従事する事務所
- 火薬類専門販売業、再生資源集荷業
- 作業員宿舎、簡易宿泊所
- 貸座敷、待合、

割烹、料亭 ● キャバレー、ナイトクラブ、バー、スナック、ビアホールその他これらに類するもの ● 映画館、劇場、遊技娯楽場 ● 工場、作業場(常時5人以上が作業に従事するもの)、倉庫、車庫
*ア、イ、ウに該当しない店舗等併用住宅の場合は、事務所、店舗部分を含め、建物全体を対象に加入できます。

【家財】

- 共済契約関係者が居住している日本国内の住宅内に収容されている、共済契約関係者が所有している家財。
- 共済契約関係者が所有し、かつ住居としてもつばら使用している部分内の家財(左記〈店舗等併用住宅の扱いについて〉ア、イ、ウに該当する店舗等併用住宅の場合)。

※ 共済契約関係者とは、契約者または契約者と生計を一にする親族を言います。

火災共済・自然災害共済の共済金は建物の所有者が契約された場合は非課税となります。できるだけ所有者が契約者になるようにしてください。

契約の対象とならないもの

- ① 現金、預貯金証書、有価証券、貴金属、美術品、自動車、家畜など
- ② 店舗専用の建物、営業用の商品、器具備品、設備など
- ③ 空家・別荘等、人が居住していない建物および、その建物内の家財

「予定発効日」の設定について

保障開始日を希望される場合は以下のとおり保障開始日(予定発効日)をご指定ください。

- ① 任意の日を保障開始とする場合(すでに入居されていることが前提となります。)
 - 加入申込書の「予定発効日」欄に任意の日をご記入ください。
- ② 入居される日から保障の開始を希望される場合
 - 質問表の「入居される予定日」(以下入居予定日)欄と「予定発効日」欄両方に入居される日をご記入ください。
- ③ 入居される日より後の日から保障の開始を希望される場合
 - 「入居予定日」欄に入居される日をご記入し、「予定発効日」欄に保障の開始希望日をご記入ください。
- ④ 入居される日より前に契約の発効を希望される場合
 - 「金銭消費貸借契約締結日」以降で、入居予定日までに「建物の所有権の移転登記」がされる場合に限り、入居予定日の30日前までの任意の日を契約発効日として指定できます。指定する契約発効日を加入申込書の「予定発効日」欄にご記入ください。

次年度以降の契約更新ならびに効力の発生について

- (1) 契約満了日の約2ヵ月前に、全労済より「契約更新のご案内」ならびに「継続申込書」等を送付いたします。
- (2) 労金住宅ローンをご利用中の方は契約更新いただけます。
- (3) 加入いただいている契約の満了日までに、契約者から更新をしない旨の申し出がなく、かつ全労済が更新を承認し、毎年の発効当日の前月の28日に指定口座より、掛金の振替がされた場合、契約満了日の翌日から契約の効力が発生し、共済契約証書も有効となります。

初めて全労済の共済に加入される方は、各都道府県の労済(共済)生協の組合員になっていただきますので出資金が必要です。

共済契約を申し込まれる方が、都道府県労済生協等の組合員でない場合は、労働金庫における共済代理店では、共済契約をお申し込みいただけません。都道府県労済生協等の組合員となってお手続については、最寄りの全労済までご連絡ください。

新しく組合員になれる方へ(出資金について)

全労済は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協等の組合員になることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)。出資金は、加入される共済の掛金払込方法に応じて下記の取り扱いとさせていただきます。

掛金の払込方法：年払いの場合1,000円(1回のみ)

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています(※詳しくは各都道府県の全労済にお問い合わせください)。

加入申込書(預金口座振替依頼書)

加入申込書の記入例 下の例にならって、必要事項をすべてご記入・押印ください。

1 申込日(告知日)

加入申込書および質問表に記入した日を申込日(告知日)欄に記入してください。もし記入がない場合は、「窓口での受付日」を申込日(告知日)とさせていただきます。

● 申込区分
初めての方は「1.新規」に、すでに加入されている方が追加で申し込む場合は「2.追加」を○で囲んでください。

2 質問表

質問表の「はい/いいえ」のどちらかに○印を記入してください。また、入居予定日も必ず記入してください。

3 予定発効日

保障の開始を希望される日がある場合はご記入ください。

4 契約者欄

氏名と住所はどちらもフリガナを必ず記入してください。特に現住所は、共済契約証書をお届けする住所となります。○〇団地、××号室まで詳しくお願いします。

● 契約者印(告知確認印)

3~5枚目にも必ず押印してください。

5 建物構造区分

いずれかに○印を記入してください。

● 共済目的区分
該当するものに○印を記入してください。

● 住宅延面積
二階建ての場合は1階+2階の住宅延面積を記入し、単位(坪・m²)を○で囲んでください。

● 同居家族数
契約者本人を含めた人数を記入してください。

● 他の火災保険の有無
いずれかに○印を記入してください。やむをえず重複加入となる場合は、住宅・家財の必要保障額(加入基準)から、すでに加入されている他の火災保険等の契約金額を差し引いた額で、かつ最高保障額以内で記入してください。

※火災共済と火災保険の重複加入をされている場合に、共済金額(保険金額)の合計が、火災保険で評価された保険価額を超えて契約されている場合には、火災保険が減額されて支払われる場合があります。また、すでに全労済の火災共済にご加入されている場合には、共済代理店までお問い合わせください。

● 建物用途

いずれかに○印を記入し、2.の場合は具体的に記入してください。火災共済は、居住のみに使用されている建物に契約できます。店舗等併用住宅は共済代理店までお問い合わせください。

6 目的物件所在地

ご契約いただく建物所在地(目的物件所在地)が現住所と異なる場合は、必ずご記入ください。

7 申込口数(火災共済契約)

保障額は1口が10万円です。申込口数は2口(20万円)単位となります。

	最高加入限度
住宅	400口(4,000万円)
家財	200口(2,000万円)

● 申込口数(自然災害共済契約)

自然災害共済契約の付帯を希望される方は、「1.付帯する」に○印を記入してください。付帯される口数は火災共済契約と同口数となります。付帯する場合、火災共済契約でお申し込みの住宅および家財の口数をご記入ください。○印のない場合は「3.付帯しない」といたします。

※自然災害共済契約は火災共済契約に付帯して契約されます。自然災害共済契約のみに加入することはできません。

8 掛金合計額

火災共済と自然災害共済の共済掛金額を合算した額が払込金額合計となります。

9 指定預金口座

契約者本人またはご家族の口座を指定してください。なお、追加申し込みの場合、すでに指定されている同じ口座を指定してください。

● 金融機関届出印
2~5枚目にも必ず押印してください。

加入申込書記入例